

【事業報告】

一般社団法人全国重症心身障がい児デイサービス・ネットワーク

第1期 事業報告書（2014 - 2015 年度）

主たる対象を重症心身障がい児とするデイサービスによる初めての全国ネットワークとして、スタートを切った初年度であった。2014年11月2日に行われた設立総会では、140名近くの来場者を得て盛り上がりを見せた。当法人は、児童福祉法の改正（平成24年4月）により多様な主体がサービスを行えるようになった児童発達支援、放課後等デイサービスによる事業所を中心としてネットワークを組織し、重症心身障がい児が全国どの地域でも普通に暮らせるよう支援していくのが目的である。

この目的を達成するため、今年度は、参加する事業所数の増加に力点がおかれた。ネットワークを組織化するための準備会が行われていた2014年9月と比べてわずか1年間に、事業所数は3倍以上になっている。

今年度2015年4月には障害福祉サービス報酬改定が行われ、主たる対象を重症心身障がい児とするデイサービスの関連報酬体系でも多くの改定があり、その対応に留意が注がれた。全国各地で、管轄する都道府県・政令市・特別区により指定基準の判断が異なっている現実が徐々に明らかとなっていき、会議や情報収集の活動も行われた。

そして最近では、重症心身障がい児を主たる対象とするデイサービスの事業を新たに開始する動きが広がっている、という事象も見られるようになってきた。

<目的>

当法人は、重症心身障がい児が全国どこでも普通に暮らせるよう支援することを目的として、定款において以下の事業を行うことを定めている。

(1) 情報・交流

事業者間の情報交換や交流などを行う。

(2) 研修・教育

共同研修や勉強会などを行う。

(3) 渉外・広報

国や自治体への政策提言や交渉若しくはパブリシティなどを行う。

(4) 新規設立・経営支援

事業所の新規設立、運営、経営に関する支援などを行う。

(5) 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業

(6) 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業

(7) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく 障害福祉サービス事業

- (8) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく
地域生活支援事業
- (9) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく
特定相談支援事業
- (10) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく
一般相談支援事業
- (11) 介護保険法に基づく居宅サービス事業
- (12) 介護保険法に基づく介護予防サービス事業
- (13) 健康保険法に基づく指定訪問看護事業
- (14) 介護職員等による喀痰吸引等の実施に関する研修事業
- (15) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

このうち、本年度はネットワークとして（１）情報・交流、（２）研修・教育、（３）
渉外・広報、（４）新規設立・経営支援に係る活動を行った。

（１）情報・交流

１ ブロック会議

全国をブロックで細分化し、ブロックごとでの会議を中心とした情報交流や意見交換
を行った。年度当初は全国を３ブロックに分け、「東日本ブロック」「中部ブロック」「西
日本ブロック」での活動であったが、2015年7月頃からは「東日本ブロック（東北・
北海道）」「関東ブロック」「中部ブロック」「関西ブロック」「西日本ブロック（中国・
九州・四国・沖縄）」の5ブロック体制に変えた。各ブロックに事務局を置いて運営の
中核としていく組織体制になった。

ブロック会議の活動

「東日本ブロック」

- 第1回 2015年1月19日（月）13：30～ in あいの樹本部
- 第2回 2015年6月21日（日）13：00～ in フローレンス本部
- 第3回 2015年8月23日（日）13：00～16：00 in //

「中部ブロック」

- 第1回 2015年2月1日（日）10：00～15：00 in 国際医学技術専門学校理学療法校舎
- 第2回 2015年4月19日（日）10：00～15：00 in //
- 第3回 2015年7月12日（日）10：00～15：00 in //
- 第4回 2015年9月13日（日）10：00～15：00 in //

「西日本ブロック」

- 第1回 2015年1月26日（月）10：00～12：00 in 新大阪丸ビル別館
- 第2回 2015年5月10日（日）10：00～15：00 in //
- 第3回 2015年7月5日（日）10：00～15：00 in オールケアライフ寝屋川

2 報酬改定への会議

2015年4月に障害福祉サービス報酬改定が行われた。それと併せ、2015年2月20日事務通知において「人員配置基準については・・・その提供を行う時間帯を通じて、児童指導員又は保育士、看護師、機能訓練担当職員及び児童発達支援管理責任者をそれぞれ1名以上配置する必要がある」と、初めて明言する文書が出された。加えて、各地の都道府県・政令市による指定基準の判断が異なり、場合によっては指定基準が大きく異なる現状がネットワークの情報交換によって明らかになったこと等から、報酬改定の内容の理解および異なる現状の意見交換のために、全国の事業所が集まる機会を呼びかけて会議を行った。

「報酬改定への検討会議」

2015年2月22日（日）10：00～16：00 in 名古屋（国際医学技術専門学校理学療法校舎）

3 情報収集

人員配置基準における配置時間や職種の判断が、都道府県・政令市によって異なる現状。および加算の判断等においても異なる現状を受け、全国事務局（ふれ愛名古屋）から各地の事業所へ、電話をして情報収集を行った。

その結果として、2月20日事務通知に関わる「人員配置基準」の都道府県・政令市の判断、「医療連携体制加算」に関わる都道府県・政令市の判断を表にしてまとめた。他に「送迎加算」等、都道府県・政令市の判断に関わる情報が明らかになっている部分等を取りまとめている。

また事務局の独自調べにより、「リハビリ職（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士）」の有資格者数と勤務領域別にまとめた表を作成した。

4 ブロック事務局会議

次年度の事業計画・予算等を検討するため、およびブロック事務局の体制を推進していくため、全国5ブロックの幹事（事業所）が集まって会議を行った。

「ブロック事務局会議」

2015年8月30日（日）11：00～16：00 in 名古屋（国際医学技術専門学校理学療法校舎）

（2）研修・教育

1 研修

「障がいの重い子のためのふれあい体操」著者であり、当ネットワークの正会員事業所代表でもある丹羽陽一氏が行う各種の研修会に、ネットワーク会員の事業所から多くのスタッフが参加した。

研修会（一例）

- 「食べる力を育てる研修会」
- 「こころとからだにやさしい介護食づくり」

○「ふれあい体操実践研修会」

また法人への直接研修として、あいの実（宮城県仙台市）へ丹羽氏が行って研修を実施した。助成金を活用した研修会でもあった。

2 他団体との連携による講師等

重症心身障がい児を主たる対象としたデイサービスのネットワークとして、医療・福祉など関連する分野の団体（協議会、研究会等）のシンポジウム等において講師・パネリストを行った。

2014年12月7日（日）第3回あいち小児在宅医療研究会

in（愛知県名古屋市）名古屋大学医学部附属病院

シンポジウム「愛知県のレスパイトの現状と課題」にて講演。NPO法人ふれ愛名古屋・鈴木由夫「重症心身障がい児を対象にした児童デイサービス」

2015年3月8日（日）第1回東海三県小児在宅医療研究会

in（岐阜県岐阜市）じゅうろくプラザ ホール

シンポジウム「在宅障がい児者を支える地域の取り組み」にて講演。NPO法人ふれ愛名古屋・鈴木由夫「愛知県での重症児デイの取り組みと全国への広がり」

2015年6月27日（土）第52回重症心身障害児（者）を守る全国大会

in（福岡県福岡市）ヒルトン福岡シーホーク

分科会「地域における医療・福祉・教育の連携」にて講演。社会福祉法人じねんじょ・金原洋治「医療と福祉の連携、医療と教育の連携、日本小児科学会の取り組み」

その他、各地で重症心身障がい児デイサービスの活動を広げる講演が行われた。

（3）渉外・広報

1 広報

2015年7月、三菱UFJリサーチ&コンサルティング（株）のソーシャルビジネス支援プログラムをふれ愛名古屋（愛知県名古屋市）が受賞。それを受けて、三菱UFJリサーチ&コンサルティングのプロボノ支援により、重症心身障がい児デイサービスの全国調査に基づいた「重症児デイ白書（仮称）」を作成中。

初めて、全国の重症心身障がい児デイサービス（200～300事業所）の実態調査アンケートを行うほか、利用する母親ら保護者アンケートを600人以上へ送付して調査する。

プロボノ支援は2015年12月まで。一般社団法人全国重症心身障がい児デイサービス・ネットワークからの「白書」は2016年3月頃の発行を予定している。

（※プロボノとは）専門職が職業上持っている知識・スキルや実務経験を生かして、社会貢献のためにボランティア活動を行うこと

(4) 新規設立・経営支援

1 ネットワーク事業所数の増加

今年度は、ネットワークに新規加入する事業所が増大した。さらに、これまで重症児デイの空白県であった山形県、三重県、広島県などでも、ネットワークの支援によって新規設立に向けた動きがある。

正会員・準会員の事業所数で見ると、ネットワークを組織するため準備会等で事業所が集まった 2014 年 9 月時点では 20 余りの事業所であったが、その 1 年後の 2015 年 9 月には 69 事業所（正会員 36、準会員 33、9 月 30 日現在）となっている。

会員となった事業所の他にも、まだ加入していないがネットワークの支援によって重症児デイの新規設立に取り組んでいる事業所、既存の事業に加えて重症児デイを始めようと検討している事業所もあり、全国的にネットワークと関わりをもっている事業所数でいうと 90 ヶ所近くに上っている。

2 新規設立支援

母親らにより重症児デイの立ち上げを検討していたグループに対して、ネットワークも支援に加わった所のうち、福井県、東京都などで新規設立となった。

さらに最近は各地で、ネットワークの支援ありなしに関わらず、新たに重症児デイの事業を開始する動きが広がりを見せるようになった。

これらの事からも、主たる対象を重症心身障がい児としたデイサービスの全国各地での潜在的ニーズの高さが明らかになってきている。